

[別 紙]

令和8年度与謝野町国民健康保険特定健康診査データ分析及び受診勧奨事業業務委託仕様書

1. 件名

令和8年度与謝野町国民健康保険特定健康診査データ分析及び受診勧奨事業業務委託

2. 委託の目的

特定健康診査において国の目標値である受診率60%を目指し、また与謝野町第3期データヘルス計画及び第4期特定健診等実施計画を推進するために特定健診受診率のさらなる向上を目的とし、その実現のために課題に応じた受診率向上の取組が必要である。そのため、データを活用した特定健診の未受診者及び継続受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、確実に実施する。

3. 業務期間

契約日から令和9年3月31日までとする。

4. 業務内容

(1) データ分析業務

町が提供する特定健診関連情報データ等について、独自に開発した人工知能を用いて、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

ア データ分析を可能にするためのデータ加工業務

イ 受診勧奨すべき対象者の特定業務

人工知能を用いたデータ分析により、健診対象者毎の健診受診の予測値（受診確率）を算出する等し、受診勧奨すべき対象者を特定する。

ウ 受診勧奨対象者の健康意識等の特定業務

イの対象者の特徴別に5つ以上のグループに分類する。

エ 受診勧奨対象者の決定業務

イ・ウを加味し、①受診勧奨すべき対象者を特定し、②その対象者が属するグループに適した受診勧奨メッセージをグループ毎に作成する。

(2) 通知による受診勧奨業務

(1)に定めるデータ分析の結果を基に、次のとおり受診勧奨を実施する。

ア 対象者

町が対象者として合意した者

イ 通知物の内容

ソーシャルマーケティング手法を活用し、勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的なデザイン・メッセージとする。また、定性・定量調査を実施したもの、もしくは、50自治体以上の受診勧奨事業において既に実績があるものを修正して活用する。

- ウ 通知物の印刷
送付対象者の郵便番号、住所、宛名を記載した通知物を圧着形式のはがき、リーフレット、単版はがき又は封書の形式で印刷する。
- エ 通知物の宛名印字
宛名印字に関しては漢字又はカナ印字にて行う。この際、転居情報等は、全て反映されているものとする。
- オ 通知物の校正
通知物の印刷内容に関して、事前に校正の確認を行う。町の要望による修正を実施する。
- カ 受診勧奨対象者の最終決定
既健診受診者等の除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者を決定し、通知物の発送を行う。
- キ 通知物発送時期
 - a 第一回発送日：令和8年5月29日
(5月29日健診一次申込締切から6月8日申込締切前に住民の手元届くこと)
 - b 第二回発送日：令和8年9月25日
(9月7日までの健診受診者を反映し発送)
上記スケジュールで通知物を発送する。
- ク サンプル納品
通知物発送後速やかに、各10部のサンプルを納品する。

(3) 報告及びその他業務

委託期間中、以下の報告等を行う。

- ア 打合せ
委託業務の開始に当たり、甲及び乙は委託業務の詳細を決定する打合せを実施する。
- イ 状況報告
町が必要と認めるときは、本業務の実施状況について、いつでも受託者に対し報告を求めることができる。
- ウ 期末報告業務
委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等（全体受診率・過去健診経験者受診率・過去健診未経験者受診率を年間及び月別の集計を含む。）の統計情報等を作成の上効果検証を実施し、その結果を報告する。
報告書は50ページ以上で作成し、受診勧奨における介入研究で論文を公表している自社に在籍する研究者（公衆衛生修士・博士）による監修を踏まえたものとする。
上記効果検証などを基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務に有効と考えられる施策について、提案を行う。

5. 成果物

本業務において提出する成果物は下記のとおりとする。

- ア 報告書（A4判・50ページ以上）2部
- イ 打ち合わせ記録簿（A4判）2部
- ウ 電子ファイル一式（ア・イを保存し、CD又はDVDで納品すること。）
- エ その他本事業で得られた成果一式

6. 支払条件等

本業務に係る経費は、原則、業務完了後の精算払いとする。なお、その支払方法は業務委託契約書に記述する。

7. 業務の適正な実施に関する事項

ア 関係法令の遵守

委託業務の実施に当たっては、地方自治法、地方自治法施行令その他法令を遵守すること。

イ 実施体制

- a 受託者は管理責任者1名及び担当者を選任し、業務を行うこと。
- b 管理責任者は、本業務の全責任を負う者であること。
- c 管理責任者は、業務が完了するまで原則として変更できない。病床、死亡、退職等やむを得ない理由で変更する場合は同等以上の技術力を有する者を配置し、与謝野町の了承を得なければならない。
- d 担当者は業務内容に応じて複数配置できるが、複数の場合は主たる担当者を選任し、業務を行うこと。

ウ 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、与謝野町と協議の上、業務の一部を委託することができる。

エ 個人情報保護

受託者が、委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律等の関係法令に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

オ 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

カ 立入検査等

与謝野町は、事業の執行の適正を期するために必要があると判断したときは、受託者に対して報告を求め、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿類及びその他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

キ 第三者の権利侵害

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら与謝野町の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、与謝野町は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

ク 賠償責任

受託者の責に帰すべき事由により、与謝野町又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

ケ 著作権の譲渡等

a 無償譲渡

成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、受託者は、当該成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下、同じ。）を当該成果物の引渡し時に与謝野町に無償で譲渡する。

b 公表

成果物が著作物に該当する場合において、受託者（前項に該当する場合にあっては、関係者を含む。以下、同じ。）は、与謝野町が当該成果物の内容を自由に公表することを無条件に同意すること。また、与謝野町は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

c 内容の改変

受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、与謝野町が目的の実現のために当該著作物の内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。また、与謝野町は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

d 著作物、人物の許諾等

成果物の制作に際して、他の著作物及び人物の許諾、記録素材の借用等が必要な場合は、受託者がその手続を行うものとし、当該許諾、借用等に発生する費用は当初の契約金額に含むものとする。

8. 業務の継続が困難になった場合の措置について

ア 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、与謝野町は契約の取り消しができる。そのために、与謝野町に損害が生じた場合は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行わなければならない。

イ その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、与謝野町及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。また、一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

9. その他

本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

10. その他の特記事項

受託者は他都道府県の国民健康保険団体連合会からの委託による受診率向上事業実施の実績を有するものとする。

- (1) 受託者は自治体での受診勧奨業務について、5%以上の受診率向上実績を有するものとする。
- (2) 受託者は自治体での受診勧奨業務について、100万件以上の発送実績を有するものとする。
- (3) 受託者は自社に在籍する研究者（公衆衛生修士・博士）及び人工知能での分析を行う者を含む体制図を町に提示するものとする。
- (4) 町が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対処する。
- (5) その他、業務仕様書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定める。
- (6) 本業務の完了は、成果品を提出し、検査に合格した時点とする。